

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	商工労働政策課
委託業務名	令和4年度特定計量器（小型はかり）定期検査業務
委託業務場所	大津市本丸町 膳所支所 他7カ所
概要	小型はかり（ひょう量が500kg以下）の定期検査業務
契約期間	令和4年6月30日から令和5年2月24日まで
契約年月日	令和4年6月29日
契約金額	683,586円
契約の相手方	[所在地] 滋賀県草津市川原町149番1 [名称] 一般社団法人滋賀県計量協会
契約相手方の選定理由	一般社団法人滋賀県計量協会は、本市の唯一の指定定期検査機関である。計量法20条の規定に基づき、本市において定期検査を実施できるのは、本市の指定定期検査機関に限定されているため、当協会を選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。